

第3章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、町、道及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動計画

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町、道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合、道本部等と連携を図る。

本町の地震・津波災害応急対策の災害対策組織、職員の動員配備については、「本編 第3章 第1節～第5節」を準用する。

第2節 地震・津波情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

第1 地震情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）（※）を発表する。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達する。また、放送事業者や通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く住民等へ緊急地震速報の提供に努める。

消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報等を全国瞬時警報システム（J - ALERT）により、地方公共団体等に伝達する。

町及び放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。

2 地震に関する情報及び警報等の種類及び内容

(1) 地震に関する情報の種類と内容

地震に関する情報及び警報等の種類及び内容については、次のとおりである。

＜地震に関する情報の種類＞

地震情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報（特別警報）津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方毎に推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

(2) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページ等でも発表している資料は、次のとおりである。

<p>ア 地震解説資料</p>	<p>担当区域で津波警報・注意報が発表されたときや震度4以上の地震が観測されたときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう、緊急地震速報、津波警報・注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。</p>
<p>イ 管内地震活動図及び週間地震概況</p>	<p>地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。</p> <p>気象庁本庁及び管区気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表。</p>

第2 津波情報

1 津波警報等の種類

気象庁は、地震が発生したときには地震の規模や位置をすぐに推定し、これらに基づき、沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に「大津波警報」「津波警報」又は「津波注意報」（以下、本計画において「津波警報等」という。）を、津波予報区単位で発表する。

- (1) 大津波警報及び津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (2) 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (3) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

2 津波警報等の発表方法

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は、精度の高い地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等を基に津波警報・注意報を発表する。

その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」等の言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。なお、大津波警報は特別警報に位置づけられている。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

(1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と、避難指示等の概要
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
(特別警報) 大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだ流失し小型船舶が転覆します。 ただちに海から上がって、海岸から離れてください。

(注) 津波警報等の留意事項等

- 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も、海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 津波に関する情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、第2の2の(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

＜沿岸で観測された津波の最大波と発表内容＞

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1m 超	数値で發表
	1m 以下	「観測中」と發表

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
津波警報を發表中	0.2m 以上	数値で發表
	0.2m 未満	「観測中」と發表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で發表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

＜沖合いで観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容＞

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で發表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と發表
津波警報を發表中	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で發表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と發表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で發表

- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点(推定値を発表しない観測点)での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべての場合)	沖合での観測値を数値で発表

(注) 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

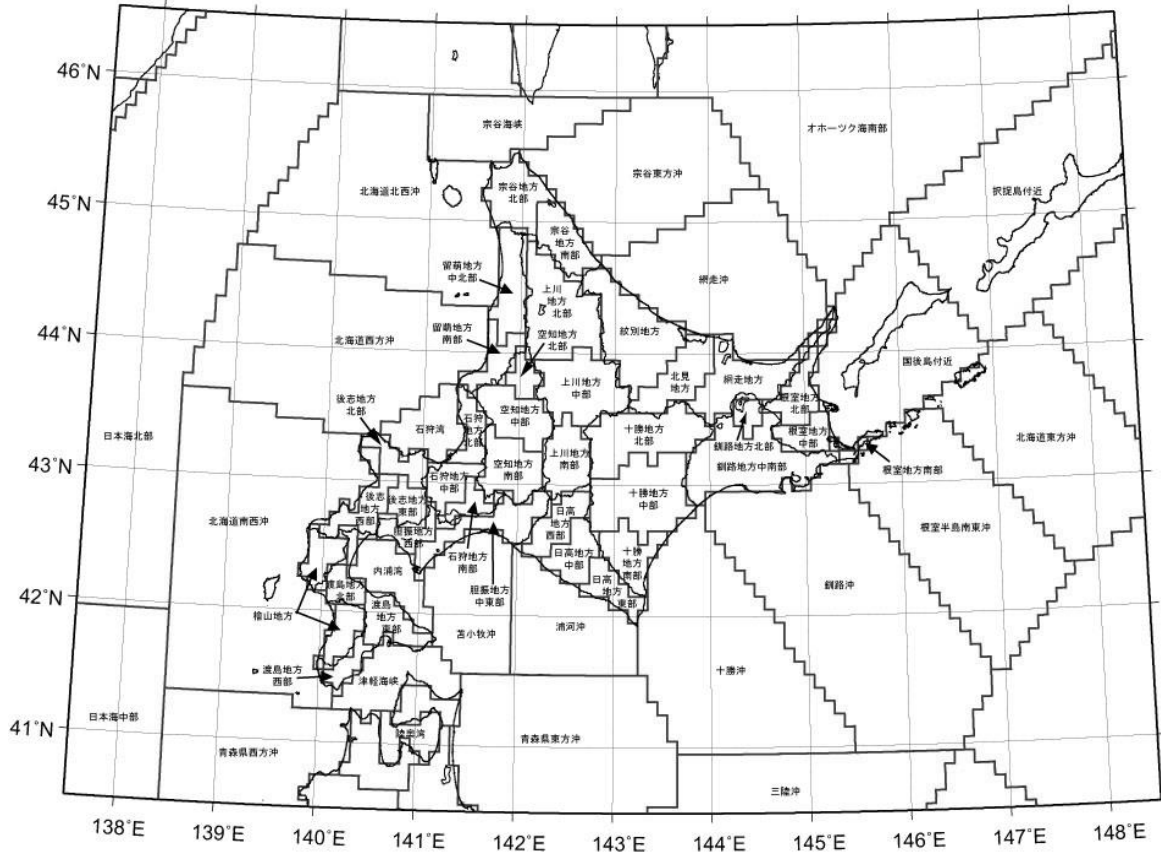
第3 地震に関する情報に用いる震央地域区域名及び地域名称

1 震度情報や緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



都道府県名	緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	震度情報や緊急地震速報で用いる区域の名称	市区町村名
北海道	北海道道東	網走地方	網走市、美幌町、津別町、大空町、斜里町、清里町、小清水町
		北見地方	北見市、訓子府町、置戸町、佐呂間町
		紋別地方	紋別市、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
		十勝地方北部	上士幌町、鹿追町、新得町、足寄町、陸別町
		十勝地方中部	帯広市、音更町、士幌町、清水町、芽室町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、浦幌町
		十勝地方南部	中札内村、更別村、大樹町、広尾町
		釧路地方北部	弟子屈町
		釧路地方中南部	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、鶴居村、白糠町
		根室地方北部	中標津町、標津町、羅臼町
		根室地方中部	別海町
		根室地方南部	根室市

2 震央地名



3 津波予報区



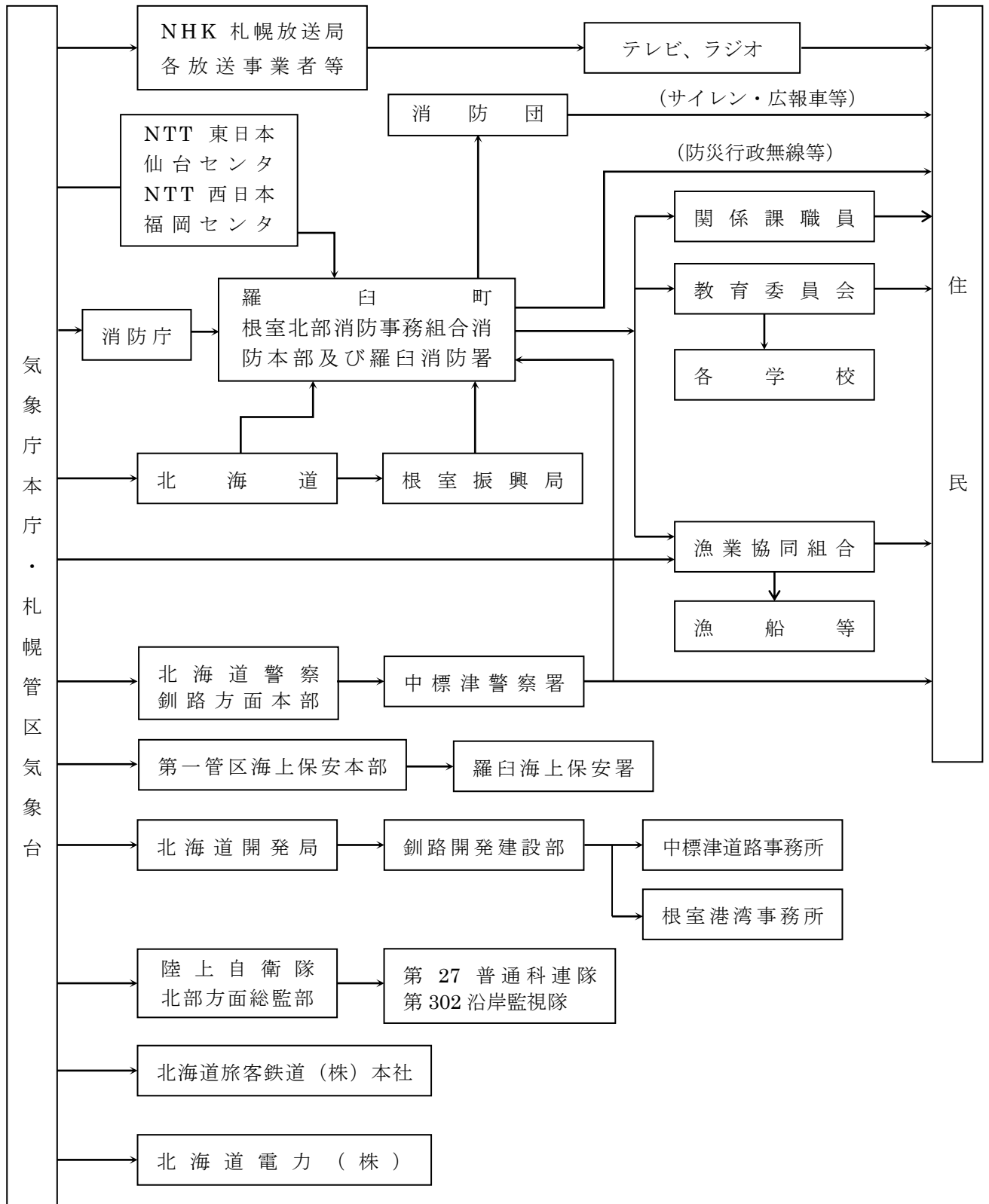
第3章 地震・津波災害応急対策計画

津波予報区名	津波予報区域
オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東に限る。）及びオホーツク総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室振興局及び釧路総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝総合振興局及び日高振興局の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振総合振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東を除く。）、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局（積丹岬北端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志総合振興局（積丹岬北端以東を除く。）、檜山振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東を除く。）の管内

※1 ○○市町村沿岸は、北海道日本海沿岸北部

※2 根室振興局には、色丹郡、国後郡、択捉郡、紗那郡及び虻取郡を含む。

第4 津波警報等の伝達系統



第5 気象庁による気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので震度計を用いて観測する。

「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺でどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

[資料編 資料 47 気象庁震度階級関連解説表]

第6 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した場合の通報については、「本編 第3章 第6節 気象業務に関する計画」を準用する。

第3節 災害情報収集・伝達計画

本節については、「本編 第4章 第8節 情報収集・伝達体制整備計画」及び「本編 第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」を準用するほか、次のことを実施する。

第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

1 町及び道は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等で受信した緊急地震速報を防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。

2 町、道及び防災関係機関は、避難行動要支援者、災害により孤立する危険のある地域の被災者等に対して、わかりやすく、確実に情報伝達できるよう、必要な体制の整備を図る。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系（個別受信機を含む）の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

3 町は放送事業者、通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集に努める。

また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的かつ効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及・啓発に努める。

4 町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIP化（※）等に努める。

※ IP化とは、それぞれの目的に応じて異なる通信方式で運用されている複数のネットワーク及びサービスを、共通の通信方式としてIP（インターネットの標準的な通信方式であるインターネットプロトコルの略称）に統一すること。国土交通省の専用通信網でIP化が進められている。

第2 災害情報等の内容及び通報の時期

町は、震度4以上を記録した場合、被災状況を根室振興局を通じて道（危機対策課）に報告する。ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。

なお、消防庁長官から要請があった場合、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

このほかは、「本編 第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」に準ずる。

第3 災害情報等の連絡体制

1 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。

2 町は孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

第4 通報手段の確保

地震災害時における防災関係機関相互の通信は、次により確保するものとする。

- 1 一般加入電話による通報
- 2 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- 3 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報
- 4 非常通信協議会の構成機関が所有する無線設備による通報
- 5 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- 6 上記1から4の組み合わせによる通報及び徒歩等による連絡
- 7 アマチュア無線家の協力による通報
- 8 衛星通信による通報（道は、緊急に現地と各種情報連絡が必要な場合には、小型可搬地球局による通信連絡体制を確保する。）

第5 被害状況報告

地震が発生した場合、町長は別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、知事に報告するものとする。（「本編 第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」を準用する。）

第4節 災害広報・情報提供計画

本節については、「本編 第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次のことを実施する。

第1 町の広報

1 広報内容

広報内容の主なものは次のとおりである。

- (1) 避難について（避難勧告・指示の状況、避難場所等の位置、避難路等）
- (2) 交通・通信状況（交通機関運行状況、迂回路、不通箇所、復旧見込み日時、通話途絶区域）
- (3) 火災状況（発生箇所、避難指示等）
- (4) 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- (5) 医療機関、救護所の開設状況
- (6) 給食、給水実施状況（供給場所、日時、量、対象者等）
- (7) 衣料、生活必需品等供給状況（供給場所、日時、種類、量、対象者等）
- (8) 道路、河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (9) 住民の心得等、民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

2 広報方法

あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、広報車、チラシ等）を充実・強化し、迅速かつ正確に行うものとし、誤報等における混乱の防止に万全を期する。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第5節 避難対策計画

本節については、「本編 第5章 第4節 避難対策計画」を準用する。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第6節 救助救出計画

本節については、「本編 第5章 第9節 救助救出計画」を準用する。

第7節 地震火災等対策計画

地震時に火災が発生した場合の延焼拡大の防止に関する計画は、「本編 第4章 第10節 消防計画」及び「本編 第8章 第4節 大規模な火事災害対策計画」に準ずるほか、特に地震対策として次のことを実施する。

第1 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防ぎよし、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動、その他消防活動の実施体制について十分に検討を行い整備しておくものとする。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、予め次に掲げる危険区域を把握し、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- 1 住宅密集地域等の火災危険区域
- 2 崖崩れ、崩壊危険箇所
- 3 増水による浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、油、毒劇物等施設）

第3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に応援協力をする。

第4 地震火災対策計画の作成

町は、大規模地震時における火災防ぎょ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、予め地震火災対策計画を作成する。

計画の基本的事項は、概ね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅地における火災の多発に伴い集中的消火活動は困難であり、又、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、さらに消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、予めこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等、多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に災害時要援護者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

住民に対し、日頃から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあつては、被災地までの道路交通網等の寸断等により消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努める。

第8節 津波災害応急対策計画

津波警報等が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策については、「本編 第5章 第5節 応急措置実施計画」に準ずるほか、次のことを実施する。

第1 津波警戒体制の確立

町、道及び防災関係機関は、札幌管区気象台の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え、必要な警戒体制をとる。

1 町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等、警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等の警戒にあたる。

2 道

津波情報の収集、町との連絡調整等を行う。

さらに、漁港、海岸等の警戒にあたるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

3 北海道警察

札幌管区気象台が津波警報等を発表した場合等は、速やかに中標津警察署を通じて町に予報内容を伝達するとともに、警戒警備等の必要な措置を実施する。

4 第一管区海上保安本部及び羅臼海上保安署

緊急通信等により、船舶に対して津波警報等を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対して沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等の警戒体制をとるよう周知する。

第2 住民等の避難・安全の確保

津波警報が発表された場合、若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、法令で応急措置の実施責任者に定められている町長及び関係機関は、津波来襲時に備え次の対策を実施する。

1 町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署

町長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう勧告・指示を行う。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの高台等に緊急避難するよう伝達する。

2 北海道

町長が災害の発生により、避難の勧告及び指示を行うことができない場合、知事は、避難のための勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

3 北海道警察

札幌管区気象台が津波警報等を発表した場合等は、速やかに中標津警察署を通じて町に警報等の内容を伝達するとともに、沿岸を管轄する警察署長は避難誘導、交通規制等の必要な措置を実施する。

4 羅臼海上保安署（第一管区海上保安本部）

津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を指導するとともに、必要に応じて入港を整理し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動の指導を行う。

第3 災害情報の収集

道、北海道警察及び第一管区海上保安本部、羅臼海上保安署は、航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集を実施するとともに、防災関係機関相互に情報の共有化を図る。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第9節 災害警備計画

本節については、「本編 第5章 第12節 災害警備計画」を準用する。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第10節 交通応急対策計画

本節については、「本編 第5章 第13節 交通応急対策計画」を準用する。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第11節 輸送計画

本節については、「本編 第5章 第14節 輸送計画」を準用する。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第12節 ヘリコプター等活用計画

本節については、「本編 第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第13節 食料供給計画

本節については、「本編 第5章 第15節 食料供給計画」を準用する。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第14節 給水計画

本節については、「本編 第5章 第16節 給水計画」を準用する。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第15節 衣料・生活必需物資供給計画

本節については、「本編 第5章 第17節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第16節 石油類燃料供給計画

本節については、「本編 第5章 第18節 石油類燃料供給計画」を準用する。

第17節 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、電気、ガス、通信等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずることから、これら各施設の応急復旧についての計画は、「本編 第5章 第21節 上水道施設対策計画」及び「本編 第5章 第19節 電力施設災害応急計画」を準用するほか、特に広域に被害を及ぼす大規模な地震・津波災害対策として、次のことを実施する。

第1 上水道

1 応急復旧

町は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画を予め定めておくほか、地震・津波の発生に際しては、この計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

2 広 報

町は地震・津波により上水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図るなど、混乱の防止に努める。

第2 電 気

1 応急復旧

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画を予め定めておくほか、地震・津波の発生に際して、この計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

2 広 報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧見込みなどについて、テレビ、ラジオ等の報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第3 ガ ス

1 応急復旧

本町はLPG使用であるので、大規模施設の対応は無いが、取扱業者充填施設、個別ボンベの対応が必要となる。

ガス取扱業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧対応策を予め定めておくほか、地震・津波の発生に際してこれに基づき直ちに施設、設備の被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害にあった場合は二次災害の発生を防止するとともに速やかに応急復旧を行う。

2 広 報

ガス取扱業者は、地震・津波により被害を生じた場合は、被害状況及び復旧見込み等についてチラシ、広報車等で広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第4 暖房用燃料等

1 応急復旧

暖房用機器及び暖房用燃料等の取扱業者は、地震・津波災害により被災した施設及び設備等の被害、状況の調査、点検を実施し、被害にあった場合は二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行い安全対策に努める。

2 広 報

暖房用機器及び暖房用燃料等の取扱業者は、地震・津波により被害を生じた場合は、被害状況、復旧見込み等についてチラシ、広報車等で広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第5 通 信（電 話）

地震・津波災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害原因となるとともに、被災地及び被災住民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱を生ずる恐れがあるなど影響が大きい。

1 応急復旧

東日本電信電話株式会社北海道事業部、(株)NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震津波災害により被災した施設の応急復旧について予め定めておくほか、地震・津波発生に際してこの計画に基づき施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害にあった場合、又は異常事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し通信の確保に努める。

2 広 報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害があった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況について広報するとともに、被災地への電話自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第18節 医療救護計画

本節については、「本編 第5章 第10節 医療救護計画」を準用する。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第19節 防疫計画

本節については、「本編 第5章 第11節 防疫計画」を準用する。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第20節 廃棄物等処理計画

本節については、「本編 第5章 第30節 廃棄物等処理計画」を準用する。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第21節 家庭動物等対策計画

本節については、「本編 第5章 第28節 家庭動物等対策計画」を準用する。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第2.2節 文教対策計画

本節については、「本編 第5章 第2.6節 文教対策計画」を準用する。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第23節 住宅対策計画

本節については、「本編 第5章 第24節 住宅対策計画」を準用する。

第24節 被災建築物安全対策計画

本節については、「本編 第5章 第23節 被災宅地安全対策計画」を準用するほか、被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策として、次のことを実施する。

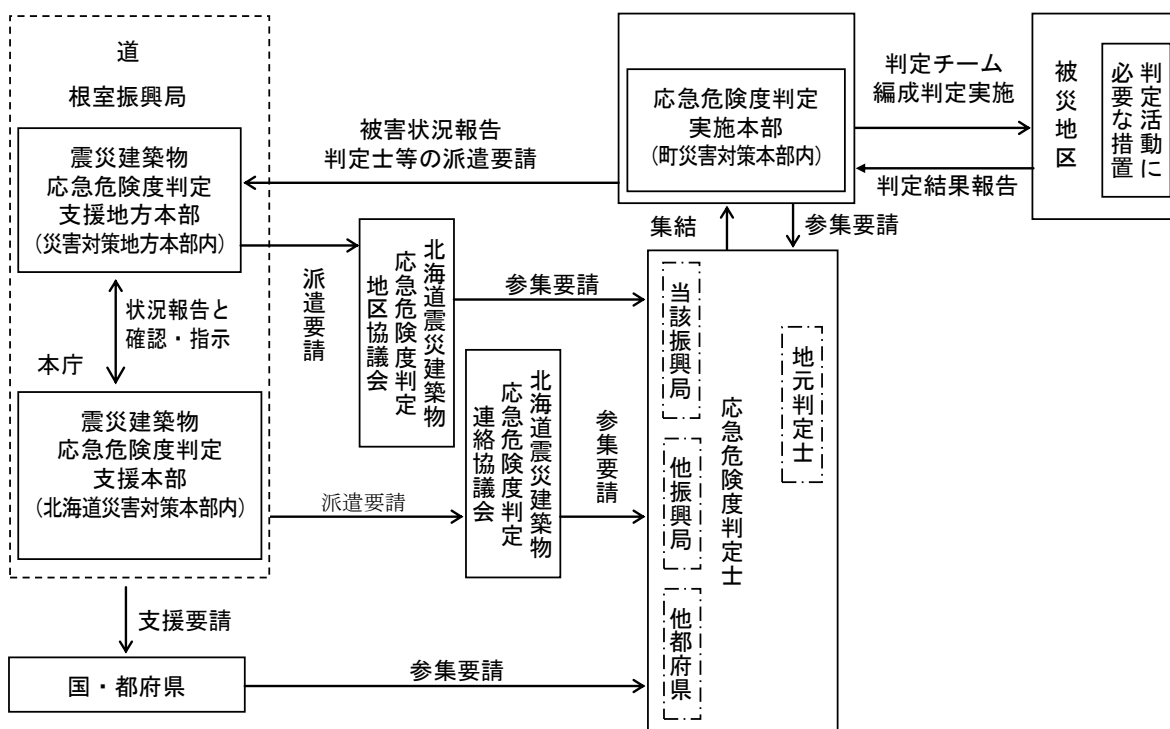
第1 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

1 活動体制

町及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。判定活動の体制は、次のとおりとする。

<判定活動の体制>



2 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

＜被災建築物の危険度判定結果の表示＞

表示方法	判定内容
赤のステッカーを表示	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
黄のステッカーを表示	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
青のステッカーを表示	建築物の損傷が少ない場合である。

危険:建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意:建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済:建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、道は、市町村と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第25節 被災宅地安全対策計画

本節については、「本編 第5章 第23節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

本節については、「本編 第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第27節 障害物除去計画

本節については、「本編 第5章 第25節 障害物除去計画」を準用する。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第28節 広域応援・受援計画

本節については、「本編 第5章 第7節 広域応援・受援計画」を準用する。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

本節については、「本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第30節 防災ボランティアとの連携計画

本節については、「本編 第5章 第31節 防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第31節 災害救助法の適用と実施

本節については、「本編 第5章 第34節 災害救助法の適用と実施」を準用する。